



防火チェックシート



令和3年中に全国で35,077件の火災が発生し、このうち、建物火災が19,461件となっており、建物火災における死者は1,152人となっています。

香美市でも令和3年中に建物火災が9件発生し、死者が1人、令和4年（8月31日現在）は建物火災が5件発生し、負傷者が5人となっています。

火災による被害を減らすため、火災が起こりやすい状況になっていないかチェック・対策してみましょう。

| | | |
|--------------|------------------------------|--------------------------|
| たばこ | 寝たばこをしていませんか | <input type="checkbox"/> |
| | 灰皿にたばこの吸い殻が溢れていませんか | <input type="checkbox"/> |
| | 灰皿の周りに燃えやすいものが置かれていませんか | <input type="checkbox"/> |
| | 吸い殻の消火を確認せずに、ゴミ箱に捨てていませんか | <input type="checkbox"/> |
| こんろ | こんろから離れる場合は、必ず火を消していますか | <input type="checkbox"/> |
| | こんろの周りに油や燃えやすいものを置いていませんか | <input type="checkbox"/> |
| | ガスのゴムホースに焦げやヒビ割れがありませんか | <input type="checkbox"/> |
| 電気機器 配線 | 取扱説明書どおりに使用していますか | <input type="checkbox"/> |
| | 電気機器やコンセントプラグ等にホコリが溜まっていませんか | <input type="checkbox"/> |
| | 電気コードを踏みつけたり、物の下敷きになっていませんか | <input type="checkbox"/> |
| | タコ足配線をしていませんか | <input type="checkbox"/> |
| 放火防止 | 家の周りに燃えやすいものを置いていませんか | <input type="checkbox"/> |
| | 物置や車庫等に施錠をしていますか | <input type="checkbox"/> |
| | ゴミは決められた日に決められた場所に出していますか | <input type="checkbox"/> |
| 暖房機器 | 暖房器具の周りに燃えやすいものを置いていませんか | <input type="checkbox"/> |
| | 石油ストーブ等に給油の際は暖房器具を止めていますか | <input type="checkbox"/> |
| | 就寝時や外出時は暖房器具のスイッチを切っていますか | <input type="checkbox"/> |
| | 暖房器具の近くで洗濯物を干していませんか | <input type="checkbox"/> |
| 住宅用 火災報知器 | 住宅用火災警報器を設置していますか | <input type="checkbox"/> |
| | 住宅用火災警報器を設置してから10年が経過していませんか | <input type="checkbox"/> |
| | 住宅用火災警報器の作動確認を月1回程度行っていますか | <input type="checkbox"/> |
| アルコール 消毒 | たばこやライター等の火気の近くで使用していませんか | <input type="checkbox"/> |
| | 直射日光の当たる場所で保管していませんか | <input type="checkbox"/> |
| | 詰め替えを行う時は換気をしていますか | <input type="checkbox"/> |
| 火遊び | 子供の手が届くところにマッチやライターを置いていませんか | <input type="checkbox"/> |
| | 花火等で火を取り扱う時は必ず大人が付き添っていますか | <input type="checkbox"/> |

今年の4月に香美市内の住宅用火災警報器の設置状況を調査したところ、基準どおりに設置されている住宅が26%と大変低い状況となっています。

各家庭で、必要な場所に設置されているか、今一度確認していただき、定期的に清掃を行い、月に1回程度は作動確認を行うようにしてください。

また、住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の劣化や電池切れなどで火災を感知しなくなることがあるため、10年を目安に交換が必要です。

火災による死者を出さないためには、早期発見、早期避難が大変重要です。火災から大切な命を守るために、住宅用火災警報器の設置または交換をお願いします。



問い合わせ先
消防課予防班
☎53-4179

国民年金

◆問い合わせ先

南国年金事務所 ☎088-864-1111

市民保険課 保険班 ☎53-3115

いい 未来

11月30日は『年金の日』です！！

年金記録や将来の年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

『ねんきんネット』を利用いただくと、いつでも自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、自身の年金記録を基にさまざまなパターン試算をすることもできます。

『ねんきんネット』については、日本年金機構のホームページで確認していただくか、南国年金事務所にお問い合わせください。

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は所得税および地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、本年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、自身の保険料だけでなく、配偶者や家

族(子どもなど)の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うとき、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、本年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から『社会保険料(国民年金保険料)控除証明書』が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください(本年10月1日から12月31日までの間に、今年はいじめて国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られます)。

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようにしましょう。

年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するため、年金に上乗せして支給されるものです。

年金生活者支援給付金の受け取りには請求書の提出が必要です。日本年金機構から送られてきた封書に入っている請求書に記入して返信してください。対象となる方には、日本年金機構から請求手続きのご案内が送付されています。

給付金には、老齢基礎年金生活者支援給付金、障害年金生活者支援給付金、遺族年金生活者支援給付金があり、それぞれ支給要件がありますので詳しくはお問い合わせください。

給付金専用ダイヤル

0570-05-4092(ナビダイヤル)